

最高人民法院による
専利の権利付与・権利確定に係る行政事件の審理における
法律適用の若干問題に関する規定（一）

「最高人民法院による専利の権利付与・権利確定に係る行政事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定（一）」は、2020年8月24日付けで最高人民法院審判委員会の第1810回会議にて可決されたので、ここに公布し、2020年9月12日より施行する。

最高人民法院
2020年9月10日

法釈〔2020〕8号

最高人民法院による
専利の権利付与・権利確定に係る行政事件の審理における
法律適用の若干問題に関する規定（一）

（2020年8月24日付けで最高人民法院審判委員会の第1810回会議にて可決され、2020年9月12日より施行する）

専利の権利付与・権利確定に係る行政事件を正しく審理するため、「中華人民共和国専利法」、「中華人民共和国行政訴訟法」等の法規定に基づき、裁判の実務を踏まえて、本規定を制定する。

第1条 本規定にいう専利の権利付与に係る行政事件とは、専利出願人が国務院専利行政部門の行った専利審判請求審査決定を不服として、人民法院に訴訟を提起した事件をいう。

本規定にいう専利の権利確定に係る行政事件とは、専利権者又は無効宣告請求人が国務院専利行政部門の行った専利無効宣告請求審査決定を不服として、人民法院に訴訟を提起した事件をいう。

本規定にいう訴えられた決定とは、国務院専利行政部門の行った専利審判請求審査決定、専利無効宣告請求審査決定をいう。

第2条 人民法院は、当業者が専利請求の範囲、明細書及び付属図面を読んだ後に理解をする通常概念に基づいて、請求項の用語を定義しなければならない。請求項の用語について、明細書及び付属図面において明確な定義又は説明がある場合は、その定義に従う。

前項の規定により定義できない場合、当業者が通常用いる技術用語辞典、技術便覧、参考書、教科書、国又は業界の技術標準等を参照して定義することができる。

第3条 人民法院は、専利の権利確定に係る行政事件において請求項の用語を定義するにあたって、専利権侵害民事事件の発効した裁判で採用された専利権者の関連陳述を参照することができる。

第4条 専利請求の範囲、明細書及び付属図面における文法、文字、数字、句読点、図形、符号等に明らかな誤り又は異義があるが、当業者が専利請求の範囲、明細書及び付属図面を読むことにより唯一の理解が得られる場合、人民法院は当該唯一の理解に基づき認定を下さなければならない。

第5条 専利出願人、専利権者が信義誠実の原則に違反し、明細書及び付属図面における具体的な実施形態、技術的効果及びデータ、図表等の関連技術内容をでっち上げ、ねつ造したことを証明する証拠があり、かつそれを根拠に、関連請求項が専利法の関連規定に合致しない旨を当事者が主張した場合、人民法院は、これを支持しなければならない。

第6条 明細書において特定の技術内容が十分に開示されていないため、専利出願日において、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じていた場合、人民法院は、明細書及び当該特定の技術内容に係る請求項が専利法第26条第3項の規定に合致しないと認定しなければならない。

(1) 請求項に限定された技術方案が実施できない場合

(2) 請求項に限定された技術方案を実施しても発明又は実用新案で解決しようとする技術的課題を解決できない場合

(3) 請求項に限定された技術方案により発明又は実用新案で解決しようとする技術的課題を解決できることを確認するために、過度の労力を要する場合

当事者が、前項に定められた十分に開示されていない特定の技術内容のみに基づき、当該特定の技術内容に係る請求項が専利法第26条第4項における「専利請求の範囲は明細書を根拠としなければならない」との規定に合致すると主張した場合、人民法院はこれを支持しない。

第7条 当業者が、明細書及び付属図面に基づき、請求項が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当することを認めた場合、人民法院は、当該請求項が専利法第26条第4項における「専利の保護を求める範囲を明確に限定する」との規定に合致しないと認定しなければならない。

(1) 限定された発明の主題類型が不明確である場合

(2) 請求項における技術的特徴の定義を合理的に確定できない場合

(3) 技術的特徴間に明らかな矛盾が存在し、かつ合理的に解釈できない場合

第8条 当業者が明細書及び付属図面を読んだ後においても、出願日において請求項に限定された技術方案を得られない場合、又は合理的に総括して得られない場合、人民法院は、当該請求項が専利法第26条第4項における「専利請求の範囲は明細書を根拠としなければならない」との規定に合致しないと認定しなければならない。

第9条 機能又は効果により限定された技術的特徴とは、構造、成分、手順、条件等の技術的特徴又は技術的特徴間の相互関係等について、それが発明創造において果たす機能又は効果のみによって限定される技術的特徴をいう。ただし、当業者が請求項を読むだけで、直接かつ明確に当該機能又は効果を実現するための具体的な実施形態を確定できるものを除く。

前項に定められた機能又は効果により限定された技術的特徴について、専利請求の範囲、明細書及び付属図面に当該機能又は効果を実現できるいかなる具体的な実施形態も開示されていない場合、人民法院は、明細書及び当該技術的特徴を有する請求項が専利法第26条第3項の規定に合致しないと認定しなければならない。

第10条 薬品の専利出願人が、出願日以降に補足的な実験データを提出し、当該データに依拠して、専利出願が専利法第22条第3項、第26条第3項等の規定に合致することを証明する旨を主張した場合、人民法院は、これを審査しなければならない。

第11条 実験データの真実性について当事者間で争議が生じた場合、実験データを提出した一方当事者は、実験データの出所及び形成過程を挙証して証明しなければならない。人民法院は、実験担当者に対し、出廷して実験原料、手順、条件、環境又はパラメータ及び実験を完成した者、機構等について説明するよう通知することができる。

第12条 人民法院は、請求項に限定された技術方案の技術分野を確定するにあたって、主題の名称等請求項の全ての内容、明細書の技術分野と背景技術に関する記載、及び当該技術方案が実現する機能と用途等を総合的に考慮しなければならない。

第13条 明細書及び付属図面が、請求項に限定された技術方案において、区別される技術的特徴が達成できる技術的効果について明確に記載していない場合、人民法院は、当該分野の公知常識と結びつけて、区別される技術的特徴と請求項におけるその他の技術的特徴との関係、請求項に限定された技術方案における区別される技術的特徴の役割等に基づき、当業者が確定できる、当該請求項が実際に解決する技術的課題を認定することができる。

訴えられた決定において、請求項が実際に解決する技術的課題に対する認定がない場合又は誤った認定がある場合についても、人民法院が請求項の進歩性について法に基づいて認定することに影響を与えない。

第14条 人民法院は、意匠専利製品に関する一般消費者の知識水準及び認識能力を認定するにあたって、出願日における意匠専利製品のデザインの余地を考慮しなければならない。デザインの余地が大きい場合、人民法院は、一般消費者が通常、異なるデザイン間の小さな違いに気づきにくいと認定することができる。デザインの余地が小さい場合、人民法院は、一般消費者が通常、異なるデザイン間の小さな違いにより気づきやすいと認定することができる。

前項にいうデザインの余地の認定について、人民法院は次の各号に掲げる要素を総合的に考慮することができる。

- (1) 製品の機能、用途
- (2) 先行デザインの全体状況
- (3) 慣用デザイン
- (4) 法律、行政法規の強制的規定
- (5) 国家、業界の技術標準
- (6) 考慮すべきその他の要素

第15条 意匠の図面、写真に矛盾、欠落又は曖昧等の状況があり、一般消費者が図面、写真及び簡単な説明に基づいて保護しようとする意匠を確定できない場合、人民法院は、専利法第27条第2項における「専利の保護を求める製品の意匠を明確に表示する」との規定に合致しないと認定しなければならない。

第16条 人民法院は、意匠が専利法第23条の規定に合致するか否かを認定するにあたって、意匠の全体的な視覚効果を総合的に判断しなければならない。

特定の技術機能を実現するために備えていなければならない又は限られた選択肢しかないデザインの特徴は、意匠専利の視覚効果の全体的観察と総合的判断に顕著な影響を与えるものではない。

第17条 意匠が、種類が同一又は類似の製品の1件の先行デザインと比較して、全体的な視覚効果が同一か又は局部上の軽微な違いしか存在しない等、実質的に同一の状況に該当する場合、人民法院は、専利法第23条第1項に定められた「先行デザインにあたる」ことを構成すると認定しなければならない。

前項に定められた状況を除き、意匠は、種類が同一又は類似の製品の1件の先行デザインと比較して、両者の違いが全体的な視覚効果に顕著な影響を与えない場合、人民法院は、当該意匠が専利法第23条第2項に定められた「明らかな違い」を有しないものであると認定しなければならない。

人民法院は、意匠製品の用途に基づき、製品の種類が同一又は類似か否かを認定しなければならない。製品の用途を確定するにあたって、意匠の簡単な説明、意匠製品分類表、製品の機能及び製品の販売、実際の使用状況等の要素を参考にすることができる。

第18条 意匠専利が、同一種類の製品で同日に出願された別の意匠専利と比較して、全体的な視覚効果が同一か又は局部上の軽微な違いしか存在しない等、実質的に同一の状況に該当する場合、人民法院は、当該意匠専利が専利法第9条の「同様の発明創造に対しては1件の専利権のみを付与する」との規定に合致しないものであると認定しなければならない。

第19条 意匠が、その出願日以前に出願され、出願日後に公告され、かつ種類が同一又は類似の製品に属する別の意匠と比較して、全体的な視覚効果が同一か又は局部上の軽微な違いしか存在しない等、実質的に同一の状況に該当する場合、人民法院は、当該意匠が専利法第23条第1項に定められた「同様の意匠」を構成するものであると認定しなければならない。

第20条 先行デザインから全体的に与えられたデザインの啓発によって一般消費者が容易に思いつくデザインの特徴の転用や組み合わせ又は置換等の方法により、意匠専利の全体的な視覚効果と同一か又は局部上の軽微な違いしか存在しない等、実質的に同一の意匠を取得し、かつ独特の視覚効果を有しない場合、人民法院は、当該意匠専利について、先行デザインの特徴の組み合わせと比べて、専利法第23条第2項が定める「明らかな違い」を有しないものであると認定しなければならない。

次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合、人民法院は、前項にいうデザインの啓発があると認定することができる。

(1) 同一種類の製品のさまざまな部分のデザインの特徴を組み合わせている場合又は置換している場合

(2) 先行デザインでは特定種類の製品のデザインの特徴を意匠専利製品に転用したことが開示されている場合

(3) 先行デザインについて、さまざまな特定種類の製品の意匠の特徴を組み合わせたものであることが開示されている場合

(4) 先行デザインにおける図案をそのまま又は軽微な変更のみを施した後に意匠専利製品に用いている場合

(5) 単一の自然物の特徴を意匠専利製品に転用している場合

(6) 単に基本的な幾何学的な形状を用いて又は軽微な変更のみを施して得られた意匠である場合

(7) 一般消費者が熟知する建築物、作品、標識等の全部又は一部のデザインを使用している場合

第21条 人民法院は、本規定の第20条にいう独特の視覚効果を認定するにあたって、次の各号に掲げる要素を総合的に考慮することができる。

(1) 意匠専利製品のデザインの余地

(2) 製品種類の関連度

(3) 転用、組み合わせ、置換したデザインの特徴の数及び難易度

(4) 考慮すべきその他の要素

第 22 条 専利法第 23 条第 3 項にいう「合法的権利」には、作品、商標、地理的表示、氏名、企業名称、肖像及び一定の影響のある商品名称、パッケージ、装飾等について享有する合法的権利又は権益が含まれる。

第 23 条 当事者が、専利審判、無効宣告請求審査手続における下記の事由が行政訴訟法第 70 条第 3 号に定められた「法定手続の違反」にあたる旨を主張した場合、人民法院は、これを支持しなければならない。

(1) 当事者から提出された理由及び証拠を遺漏し、かつ当事者の権利に実質的な影響を及ぼした場合

(2) 審査手続に参加すべき専利出願人、専利権者及び無効宣告請求人等に対して、法に基づく通知が出されず、その権利に実質的な影響を及ぼした場合

(3) 当事者に対して合議体構成員を告知しておらず、かつ合議体構成員に法定の忌避事由がありながら、忌避をしなかった場合

(4) 訴えられた決定が、自身にとって不利となる一方当事者に対して、訴えられた決定の根拠となる理由、証拠及び認定事実について意見を陳述する機会を与えなかった場合

(5) 当事者の意見を聴取せずに、当事者が主張していない公知常識又は慣用デザインを自発的に取り入れ、かつ当事者の権利に実質的な影響を及ぼした場合

(6) 法定手続に違反し、当事者の権利に実質的な影響を及ぼし得るその他の事由が存在する場合

第 24 条 訴えられた決定が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合、人民法院は、行政訴訟法第 70 条の規定に基づき、一部取り消しの判決を下すことができる。

(1) 訴えられた決定において、専利請求の範囲の一部の請求項についての認定に誤りがある場合であって、当該部分以外は正しいとき

(2) 訴えられた決定において、専利法第 31 条第 2 項が定める「1 件の意匠専利出願」における意匠の一部についての認定に誤りがある場合であって、当該部分以外は正しいとき

(3) 一部取り消しの判決を下すことができるその他の事由が存在する場合

第 25 条 訴えられた決定において、当事者の主張した全ての無効理由及び証拠について、いずれも既に論評しかつ請求項の無効を宣告している場合であって、訴えられた決定における当該請求項の無効を認定する理由がいずれも成立しないと判断したときは、人民法院は、当該決定の取り消し又は一部取り消しの判決を下さなければならず、かつ状況に応じて、被告に対して当該請求項について新たな審査決定を行う旨の判決を言い渡すことができる。

第 26 条 審査決定が直接発効した裁判により新たに下されたものであり、かつ新たな事実と理由が取り入れられていない場合であって、当事者が当該決定に訴訟を提起したときは、人民法院は、法により不受理の裁定を下す。既に受理された場合、法により起訴を却下する旨の裁定を下す。

第 27 条 訴えられた決定について、事実の究明又は法の適用において確かに誤りがあるが、専利の権利付与・権利確定に係る認定結論が正しい場合、人民法院は、関連事実の究明と法適用を是正した上で、原告の訴訟上の請求を却下する旨の判決を下すことができる。

第 28 条 当事者が、関連技術内容が公知常識に属する旨、又は関連デザインの特徴が慣用デザインに属する旨を主張した場合、人民法院は、当該当事者に対して、証拠をもって証明するか又はそれについて説明するよう求めることができる。

第 29 条 専利出願人、専利権者が、専利の権利付与・権利確定に係る行政事件において、専利出願が却下されるべきではない旨、又は専利権の有効性が維持されるべきである旨を証明するための新たな証拠を提供した場合、人民法院は、通常、これを審査しなければならない。

第 30 条 無効宣告請求人が、専利の権利確定に係る行政事件において新たな証拠を提供した場合、人民法院は、通常、これを審査しない。ただし、次の各号に掲げる証拠が提供された場合を除く。

(1) 専利無効宣告請求審査手続において、既に主張した公知常識又は慣用デザインを証明するもの

- (2) 当業者又は一般消費者の知識水準及び認識能力を証明するもの
- (3) 意匠専利製品のデザインの余地又は先行デザインの全体状況を証明するもの
- (4) 専利無効宣告請求審査手続において既に採用されている証拠の証明力を補強するもの
- (5) その他の当事者が訴訟中に提供した証拠に反論するもの

第31条 人民法院は、本規定の第29条、第30条が定める新たな証拠の提供を、当事者に求めることができる。

当事者が人民法院に提供した証拠について、専利審判、無効宣告請求審査手続において法により提供を求められたが正当な理由なく提供しなかったものである場合、人民法院は通常、これを採用しない。

第32条 本規定は2020年9月12日より施行する。

本規定の施行後、人民法院が審理している第一審、第二審事件には、本規定を適用する。施行前に既に発効判決が下された事件の再審には、本規定を適用しない。

出所：2020年9月11日最高人民法院ウェブサイト

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-254761.html>

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などができる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。